

# 教育予算確保、拡充と就学保障の充実にに向けた要望意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するため、教職員給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率は2分の1から3分の1に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を2分の1へと復元することが重要です。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤、多忙化解消は不可欠です。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなりましたが、中学校、高校については依然として検討にとどまっています。

さらに、小学校高学年の教科担任制及び小学校における35人学級実現のための教職員定数改善が4,690人であるのに対し、自然減や配置の見直しなどにより6,912人の減少となっており、教職員増とはなっていません。早急に30人以下学級を実現し、実質的な教職員増としていく必要があります。

2021年12月に文部科学省が発表した就学援助実施状況等調査では、被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒を含む要保護、準要保護援助率は、全国で14.52%、北海道においては全国で8番目に高い18.30%となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費、修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

さらに、奨学金制度を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学、就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度、奨学金制度、高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

よって、国及び関係機関におかれましては、下記の項目について実現されるよう強く要望いたします。

## 記

- 1 国の責務である教育の機会均等、水準の最低保障を担保するため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を2分の1に復元すること。
- 2 30人以下学級の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編制標準を順次改定するとともに、中学校、高校に35人以下学級を拡大すること。また、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭、養護教諭、事務職員の全校配置実現のため、必要な予算の確保、拡充を図ること。
- 3 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担解消や、図書費などについても国において十分な確保、拡充を行うこと。
- 4 就学援助制度、奨学金制度のさらなる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫小牧市議会

【提出先】 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、  
内閣府特命担当大臣（地方創生）、衆議院議長、参議院議長